様式第２１（第３８条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス販売事業届書 | 液　石 | × 整理番号 |  |
| × 受理年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 名称（販売所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本 社）所在地 |  | | |
| 販　 売　 所　 所　 在　 地 |  | | |

　　 　 年　　　月　　　日

代表者 氏名

秋田県知事 　　　　　　　　　　　　　　殿

　備考　 １ この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２ ×印の項は記載しないこと。

販　　　売　　　計　　　画　　　書

１．販売の目的

２．液化石油ガス保安規則第４１条で定める技術上の基準に対応する事項

第１号　液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備える。

第２号　充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、　　　かつ、液化石油ガスが漏洩していないものをもってする。

第３号　充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第４８条第１項第５号の期間（同法第４８条第３

　　　項の許可に係る充てん容器等にあっては同項の規定により条件として付された期間）を６カ月

　　　以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってする。

第４号　液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。以下同じ。）の用に供する消費者に液化石油ガス

　　　を販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合

　　　していることを確認した後にする。

　　イ　充てん容器等（内容積が２０リットル以上のものに限る。以下同じ。）には、当該容器を置

　　　く位置から２メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。

　　　　ただし、屋外に置くことが著しく困難で高圧ガス保安法関係法令告示で定める場合は、法定

　　　の措置を講じて屋内に置く。

　　ロ　充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を

　　　防止するための措置を講ずる。

　　ハ　充てん容器等は、常に４０度以下に保つ。

　　ニ　充てん容器等（内容積が５リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を

　　　防止する措置を講ずる。

　　ホ　充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が２.６メガパスカル以

　　　上の圧力で行う耐圧試験及び１.６メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器

　　　を設ける。

　　ヘ　配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては２.６メガパスカル以上の圧力、

　　　調整器と閉止弁との間の部分にあっては０.８メガパスカル（調整器に接続する長さ０.３メー

　　　トル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあっては、２メートル）未満のものにあっては、

　　　０.２メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のもの

　　　と認める試験に合格する管を使用する。

　　ト　硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付

　　　けるか継手を用いることにより確実に行う。

第５号　液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に販売する場合は、配管の気密試験のための設備を

　　　備える。